



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉政策課） 4
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉政策課） 4
- 事業の認定（用地課） 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・くらし安全課） 6
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立美来工科高等学校） 7

告 示

沖縄県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成27年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
浦添市社会福祉協議会ヘルパーステーションみのり	浦添市仲間一丁目10番7号	浦添市ホームヘルパーステーションみのり	浦添市社会福祉協議会ヘルパーステーションみのり	平成27年6月1日

2 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
しらゆりの園デイサービスおおざと	南城市大里字古堅820番地1	しらゆりの園デイサービス知念	しらゆりの園デイサービスおおざと	平成27年5月1日
浦添市社会福祉協議会デイサービスセンター泉	浦添市仲間一丁目10番7号	浦添市デイサービスセンター泉	浦添市社会福祉協議会デイサービスセンター泉	平成27年6月1日

3 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
浦添市社会福祉協議会 ケアプランセンターみのり	浦添市仲間一丁目10番 7号	浦添市指定居宅 介護支援事業所 みのり	浦添市社会福祉 協議会ケアプラン センターみのり	平成27年6月1日

4 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
浦添市社会福祉協議会 ヘルパーステーション みのり	浦添市仲間一丁目10番 7号	浦添市ホームヘル パーステーション みのり	浦添市社会福祉 協議会ヘルパー ステーションみの り	平成27年6月1日

5 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
しらゆりの園デイサー ビスおおざと	南城市大里字古堅820番 地1	しらゆりの園デイ サービス知念	しらゆりの園デ イサービスおお ざと	平成27年5月1日

6 第一号訪問事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
浦添市社会福祉協議会 ヘルパーステーション みのり	浦添市仲間一丁目10番 7号	浦添市ホームヘル パーステーション みのり	浦添市社会福祉 協議会ヘルパー ステーションみの り	平成27年6月1日

7 第一号通所事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
浦添市社会福祉協議会 デイサービスセンター 泉	浦添市仲間一丁目10番 7号	浦添市デイサー ビスセンター泉	浦添市社会福祉 協議会デイサー ビスセンター泉	平成27年6月1日

沖縄県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーション 花	宮古島市平良字下里1201 番地10	宮古島市平良字 下里1536番地1 ネクスコート21 201号	宮古島市平良字 下里1201番地10	平成27年6月22日

2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日

訪問看護ステーション花	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1536番地1 ネクスコート21 201号	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日
-------------	-------------------	--------------------------------------	-------------------	-------------

3 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
しらゆりの園デイサービスおおざと	南城市大里字古堅820番地1	南城市知念字久手堅275番地2	南城市大里字古堅820番地1	平成27年 5月 1日
デイサービスセンター宮古ぶらかす館	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1326番地1	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日
デイサービス花	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1326番地1	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日
前田デイサービスセンター	浦添市字経塚441番地	浦添市前田一丁目9番13号	浦添市字経塚441番地	平成27年 7月 1日

4 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ケアプラン多幸会	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1326番地1	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日
居宅介護支援事業所まえた	浦添市字経塚441番地	浦添市前田一丁目9番13号	浦添市字経塚441番地	平成27年 7月 1日

5 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーション花	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1536番地1 ネクスコート21 201号	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日

6 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション花	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1536番地1 ネクスコート21 201号	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日

7 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
しらゆりの園デイサービスおおざと	南城市大里字古堅820番地1	南城市知念字久手堅275番地2	南城市大里字古堅820番地1	平成27年 5月 1日
デイサービスセンター宮古ぶらかす館	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1326番地1	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日
デイサービス花	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1326番地1	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日

8 第一号訪問事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーション花	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1536番地1 ネクスコート21201号	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日

9 第一号通所事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスセンター宮古ぶらかず館	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1326番地1	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日
デイサービス花	宮古島市平良字下里1201番地10	宮古島市平良字下里1326番地1	宮古島市平良字下里1201番地10	平成27年 6月22日
前田デイサービスセンター	浦添市字経塚441番地	浦添市前田一丁目9番13号	浦添市字経塚441番地	平成27年 7月1日

沖縄県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成27年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
ヘルパーステーション小枝	浦添市字経塚350番地	平成27年 4月1日

2 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
デイサービス美和の里	名護市字済井出125番地	平成27年 6月1日

3 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
ヘルパーステーション小枝	浦添市字経塚350番地	平成27年 4月1日

4 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
デイサービス美和の里	名護市字済井出125番地	平成27年 6月1日

沖縄県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	金武町字金武10912番地	平成27年5月1日

2 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	金武町字金武10912番地	平成27年5月1日

沖縄県告示第444号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 沖縄電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線与那原幹線一部移設工事及び特別高圧送電線西友幹線一部移設工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県島尻郡与那原町字与那原地内
 - (2) 使用の部分 沖縄県島尻郡与那原町字与那原地内
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、特別高圧送電線132kV与那原幹線及び特別高圧送電線66kV与那原幹線（以下「与那原幹線」という。）と特別高圧送電線132kV西友幹線（以下「西友幹線」という。）が併架しているNo.15鉄塔（沖縄県島尻郡与那原町字与那原地内）から与那原変電所（沖縄県島尻郡与那原町字与那原地内）までの亘長1.05キロメートルの区間を全体計画区間とする「特別高圧送電線与那原幹線一部移設工事及び特別高圧送電線西友幹線一部移設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、国土交通大臣が起業者である、平成27年3月30日付け国土交通省告示第445号により事業の認定を受けた「一般国道329号改築工事（与那原バイパス・沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原地内から同郡南風原町字与那覇大名田原地内まで）」（以下「本体事業」という。）の施行に当たり支障となる特別高圧送電線を、従来の機能を維持するために移設するものであり、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

沖縄電力株式会社は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）附則第10条の規定により電気事業法第3条第1項の許可を受けたものとみなされる一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っていることから本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

本体事業は、平成27年3月30日付け国土交通省告示第445号で既に事業の認定を受けており、本体事業を完成させるためには、本件事業の施行が必要である。

本体事業の施行に当たり支障となる与那原幹線及び西友幹線を移設するところ、これらの施設は沖縄本島全体における電力需要の約4割を占める沖縄県南部地域及び那覇地域（以下「南部地域等」と

いう。)へ電力を供給する基幹送電線路であり、電力を安定的に供給するために必要不可欠な施設である。

本件事業の実施により、当該地域に対して引き続き安定的に電力を供給することが可能となるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業である。

また、本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地が1か所存在するが、起業者は与那原町教育委員会との協議により記録保存の措置を適切に講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、南部地域等に対する電力の安定供給を目的とし、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）等に基づき特別高圧送電線を移設する工事を施行する事業であり、同省令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本体事業は平成27年3月30日付け国土交通省告示第445号で既に事業の認定を受けていることから、早期に施行する必要性は高いものと認められ、本体事業の施行により必要を生じた本件事業についても、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 与那原町まちづくり課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年10月2日まで縦覧に供する。

平成27年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人ジョン万次郎上陸之地記念碑建立期成会
- 3 代表者の氏名 上原昭
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市西崎町三丁目93番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域住民をはじめ、県内外の人々に対し、「ジョン万次郎上陸之地記念碑」の建立事業並びにその歴史的背景及び琉球文化に関わる啓発普及活動事業を行い、併せて大度園地周辺の海岸線保全整備事業も行うことで、国際的視野に立った人材の育成、沖縄観光振興、地域発展に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 中部広域都市計画特定用途制限地域
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 中部広域都市計画準防火地域
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年11月5日 沖縄県指令土第1118号、平成27年7月21日 沖縄県指令土第683号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 今帰仁村字今泊1975番ほか2筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 愛知県岡崎市下和田町字北浦13番地 株式会社ヒライ 代表取締役 平井嘉久
- 5 検査済証番号 平成27年8月3日 第4233号
- 6 工事完了年月日 平成27年7月6日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年8月18日

沖縄県立美来工科高等学校長 山 城 克

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動車走行性能試験装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成28年 2月29日 (月曜日)
- (4) 納入の場所 沖縄県立美来工科高等学校自動車工学科棟

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程 (昭和47年沖縄県告示第69号) に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成27年 8月18日 (火曜日) から同月31日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
- (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8570 那覇市泉崎 1丁目2番2号 電話番号098-866-2148

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 8月18日 (火曜日) から同月31日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立美来工科高等学校事務室 〒904-0001 沖縄市越来三丁目17番1号 電話番号098-937-5309

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年 9月29日 (火曜日) 午前10時
- (2) 場所 沖縄県立美来工科高等学校小会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。) 又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年 8月18日 (火曜日) から同月31日 (月曜日) まで (土曜日及び日曜日を除く。) のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)に示す場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

る。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立美来工科高等学校
- (2) 所在地 〒904-0001 沖縄市越來三丁目17番1号 電話番号098-937-5309

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成27年9月28日(月曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立美来工科高等学校に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成27年9月3日(木曜日)午前10時
 - イ 場所 5(2)の場所
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Car Driving System Performance Testing Devices 1-Set
- (2) DUE DATE AND PLACE OF DELIVERY
February 29, 2016, Okinawa Prefectural Mirai Technical Senior High School
- (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING
10:00 a.m. September 3, 2015
- (4) DATE OF BIDS
10:00 a.m. September 29, 2015
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Mirai Technical Senior High School Office
3-17-1 Goeku Okinawa City, Okinawa, Japan, 904-0001
Telephone 098-937-5309

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--